

8. 単位の認定・成績の評価

(1) 単位の認定

- ・ 単位の認定は、授業科目の出席時数が、授業時間の3分の2未満の者については、単位の認定は行わない。ただし、資格取得要件等において、別に出席時数に定めがある場合は、単位認定に必要な出席時数を別に定める。
- ・ 単位の認定は、定期試験（レポート、作品、実技を含む）の成績と平常の成績の評価に基づき行う。

(2) 成績の認定

- 1 成績評価は100点を満点として評点化した後、次表のとおり認定、評価する。合格点は60点以上とし、評価はC評価以上を合格として認定する。

区分	評価	成績評価基準（評点）	G P	評価内容
合格	S（秀）	100～90点	4.0	到達目標を充分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている
	A（優）	89～80点	3.0	到達目標を充分に達成している
	B（良）	79～70点	2.0	到達目標を達成している
	C（可）	69～60点	1.0	到達目標を最低限達成している
不合格	D（不可）	59点以下	0.0	到達目標を達成していないので再履修が必要である
認定	E（認定）	—	—	本学以外で修得した科目を単位として認めたもの

2 G P A算出方法

(4.0×秀の修得単位数+3.0×優の修得単位数+2.0×良の修得単位数+1.0×可の修得単位数) ÷ 総履修登録単位数 (不可の単位数も含む。)

3 G P Aの対象とならない授業科目

1. 履修登録取消の手続きをした科目。
2. 本学以外で修得した科目を単位として認めたもの。

(3) 成績の通知

各学期の定められた時期に成績票を学務課窓口で本人に配布し、保証人には郵送する。

(4) 成績評価に関する疑義申し立て

- ・ 通知を受けた成績評価について疑義がある者は以下の場合に限り申し立てすることができる。
 - ① 成績の誤記入等、明らかに教員の誤りであると思われるもの。
 - ② シラバス等に記載されている到達目標、成績評価・基準から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。
- ・ 成績開示後1週間以内に「成績評価確認願」に記入の上、学務課窓口に提出すること。
- ・ 正当な理由と認められた場合に限り受け付けるものとする。
- ・ 指定された方法、期間以外の疑義申し立ては一切受け付けない。

(5) 追試験

- ・定期試験を次の理由で受けられなかった場合、追試験を受けることができる。
 - ① 不慮の事故や火災・風水害・その他の災害を受け、受験不可能な場合（事故証明書や被災証明書等添付）
 - ② 公共交通機関の不通、または延着の場合（当該機関発行の証明書添付）
 - ③ 本人の病気により受験不可能になった場合（医師の診断書添付）
 - ④ 親族（配偶者及び三親等以内）の死亡による忌引きの場合（会葬礼状等を添付）
 - ⑤ 単位互換科目的授業・試験と本学試験日程が重なった場合
 - ⑥ 教育実習、保育実習、施設実習、介護等体験の場合
 - ⑦ 裁判員制度により呼び出しがあった場合（呼出状等添付）
 - ⑧ 学長が認めた場合（大学が指定する書類等添付）
 - ⑨ 特別の事情により、事前に事由書を添えて学務課に届け出て許可を受けた場合
- ・追試験を受けようとする場合は、事由書（本学様式）と必要添付書類を当該試験翌日（土・日・祝・大学閉校日除く）までに学務課に提出すること（やむをえず翌日までに提出が難しい場合は、学務課へ相談すること）。
- ・追試験許可者発表を必ず確認し、期限までに所定の手続きを行うこと。
- ・前⑨号に該当すると考えられる場合で、何らかの理由で事前に事由書を提出できない場合は、試験開始までに学務課に連絡すること。
- ・追試験の評価は、100%とする。ただし、前⑨号の事由の場合の評価は、80%を上限とする。
- ・最終評価はS評価を上限とする。
- ・指定された日時、内容で行い、受験機会は一度のみとする。

(6) 再試験

- ・学修の評価が不可のため単位が認定されない科目については、授業科目担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことがある。
- ・再試験を受けようとする場合は、再試験願に受験料（1科目につき2,000円）を添えて総務課会計窓口にて納入手続き後、学務課に願い出ること。
- ・再試験の最終評価は、C評価を上限とする。
- ・不正行為があった場合は、当該授業科目については再試験を受けることを認めない。
- ・再試験を欠席した場合は、評価は不合格とする。